

# 高齢者虐待対応と現状

～高齢者虐待対応の概要と平成30年度高齢者虐待防止法に基づく  
調査取りまとめ結果を踏まえて～

# 高齢者虐待防止法

“ 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(平成18年4月1日施行)

“ 法の目的

- 高齢者虐待の(再発)防止
- 虐待を受けた高齢者に対する保護
- 養護者の負担の軽減等養護者に対する支援

高齢者虐待を受けた高齢者の保護や養護者の支援については、市町村が第一義的に責任を持つとされており、高齢者虐待の対応は市町村が中心となっていく。

# 高齢者虐待の類型

## 〃 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

## 〃 介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など、介護を著しく怠ること。

## 〃 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

## 〃 性的虐待

本人が同意していない、あらゆる形態の性的な行為やその強要を行うこと。

## 〃 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

# 養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待

## “養護者による虐待”

家庭における虐待のこと。虐待の（再発）防止を目的としているため、

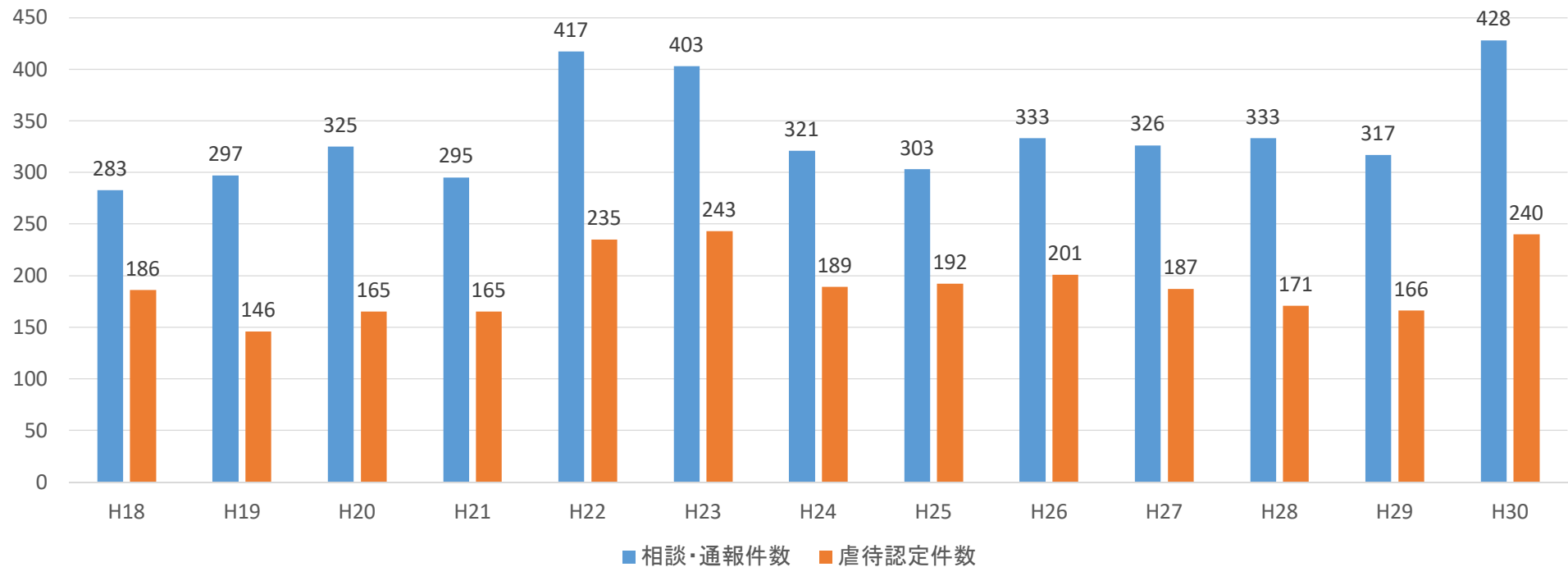
被虐待者だけでなく、養護者（虐待者）への支援も必要。

## “養介護施設従業者による虐待”

介護施設等における虐待のこと。虐待者（養護者）への支援という観点ではなく、介護保険法や老人福祉法に基づく適切な権限の行使を行うことになる。

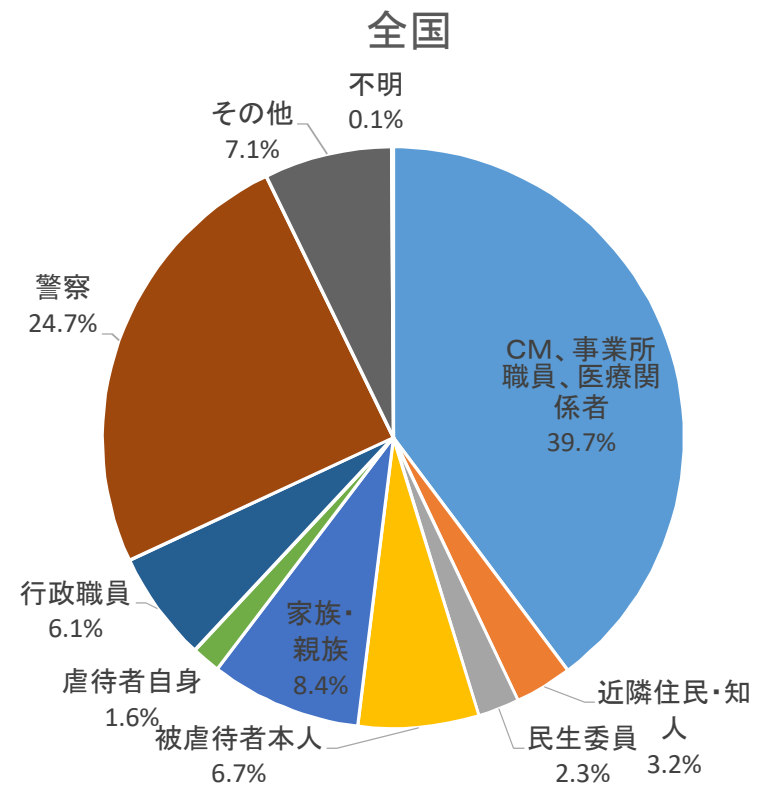
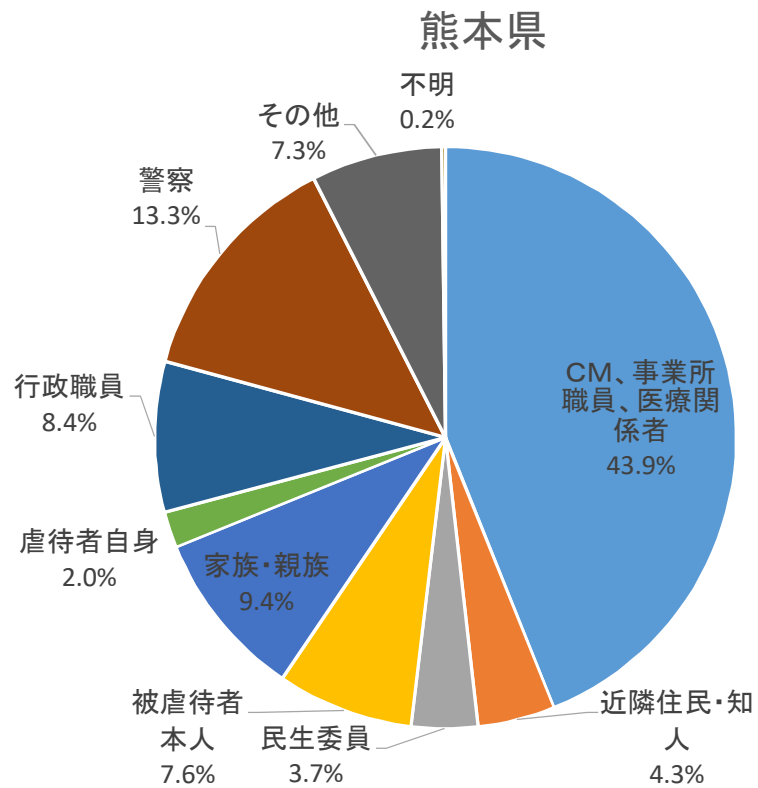
# 熊本県内の養護者による虐待の推移

養護者による高齢者虐待の推移



熊本県HPより

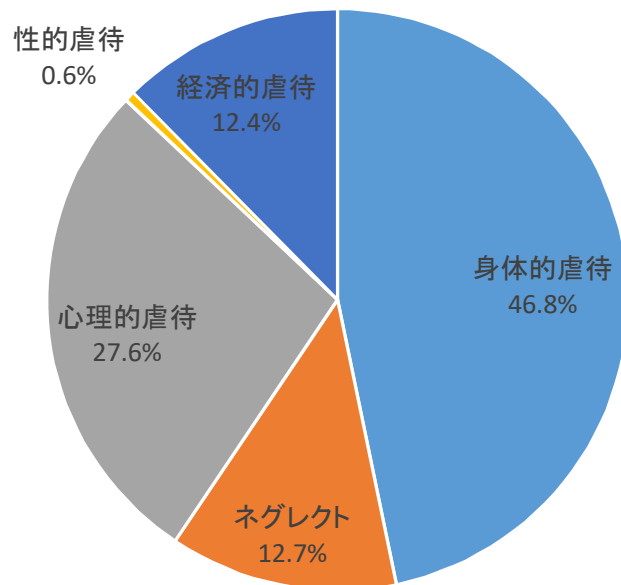
# 養護者による虐待の相談・通報者



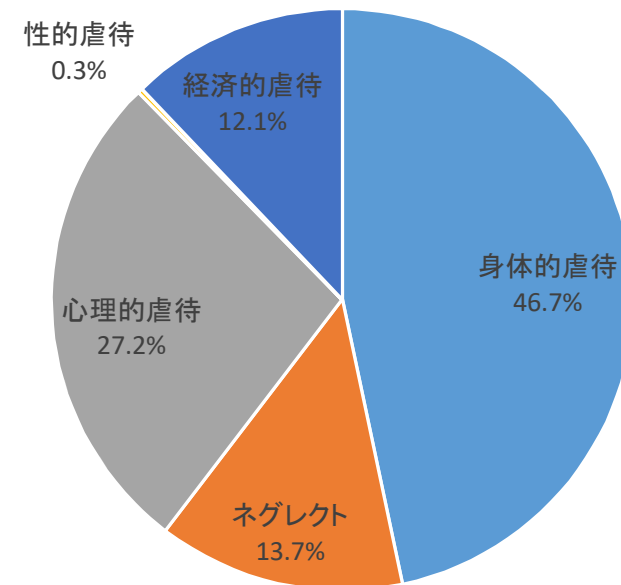
熊本県HPより

# 養護者による虐待の種別・類型

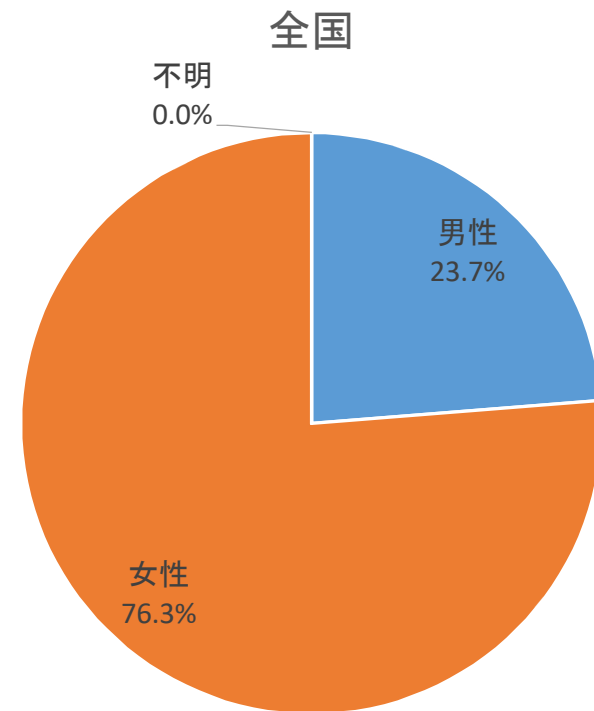
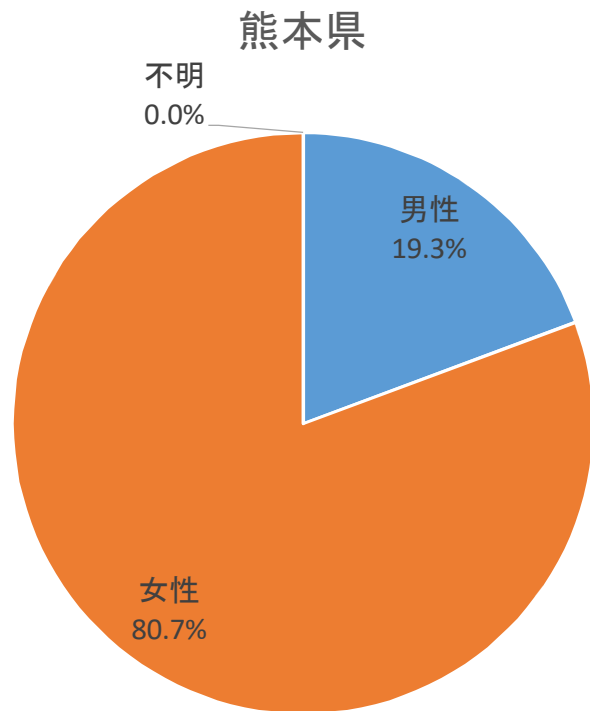
熊本県



全国



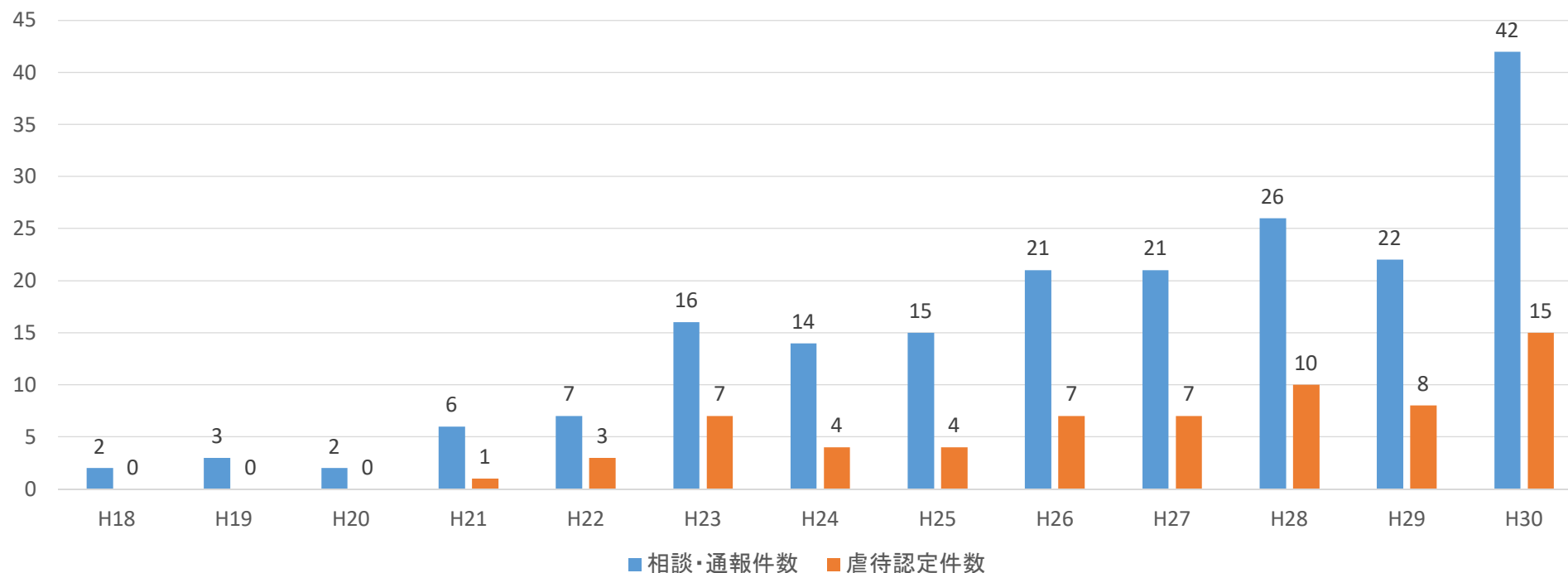
# 被虐待者の性別





# 熊本県内の養介護施設従事者による虐待の推移

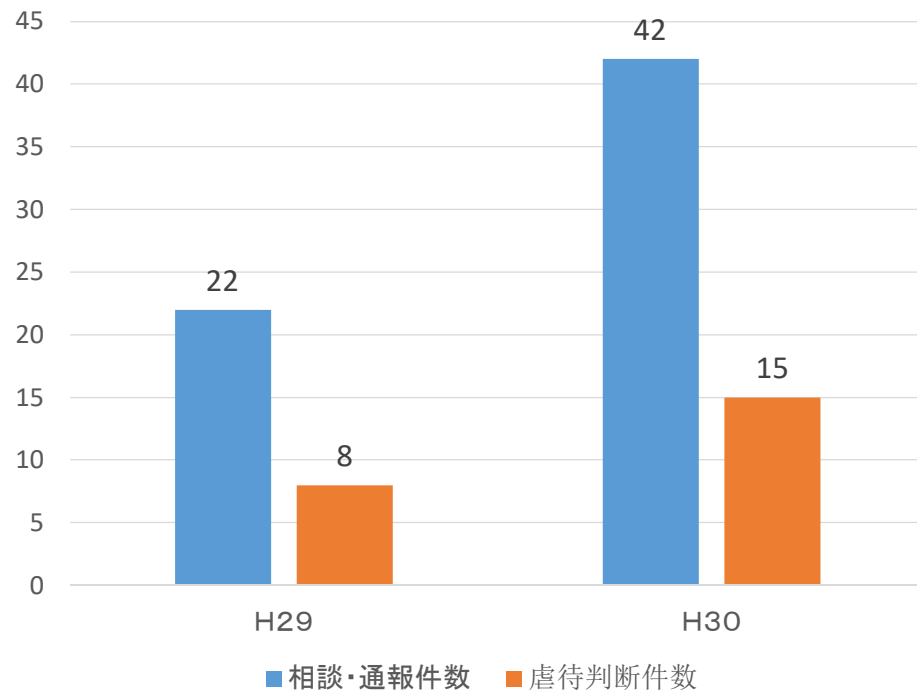
養介護施設従事者による高齢者虐待の推移



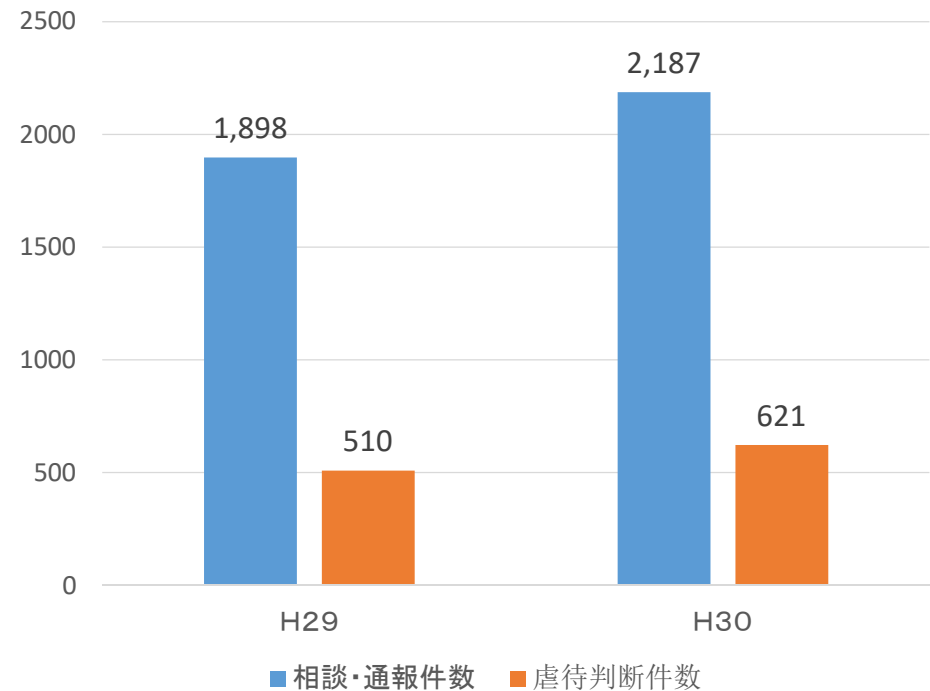
熊本県HPより

# 養介護施設従事者による虐待の相談・通報 件数、虐待判断件数

熊本県

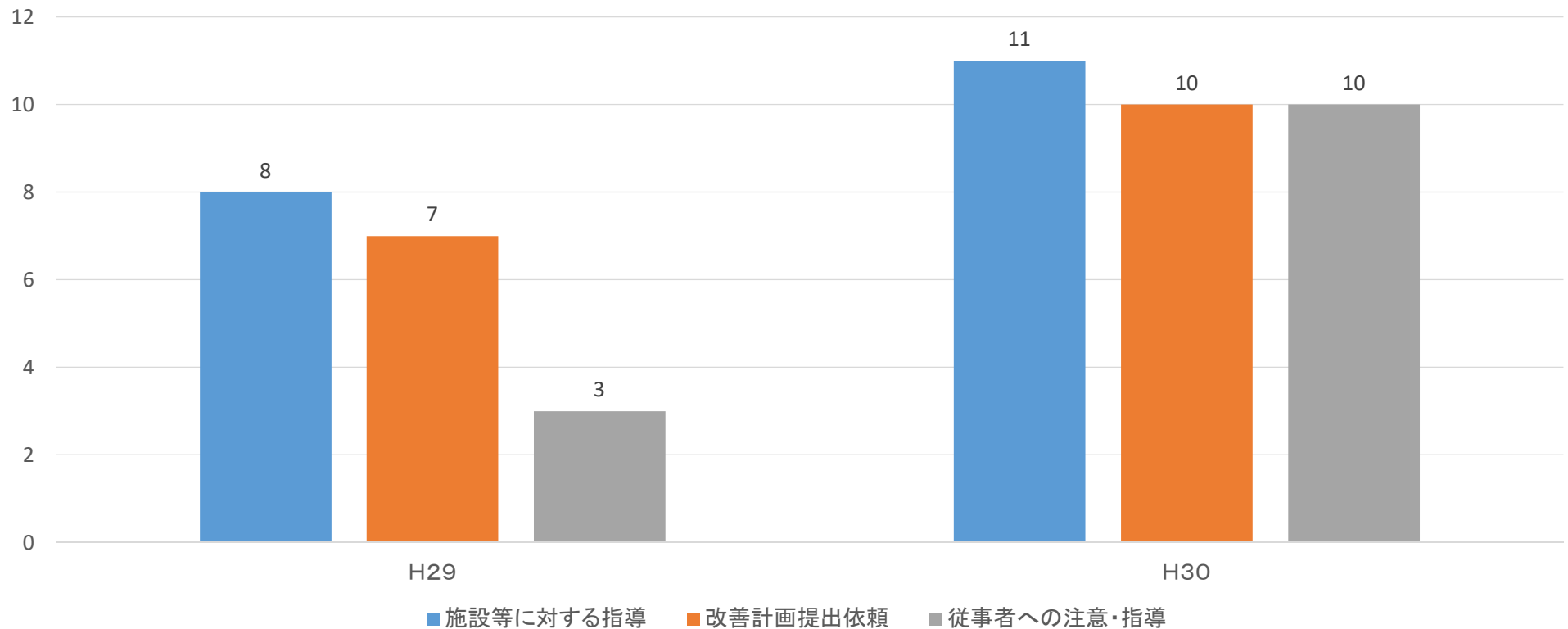


全国



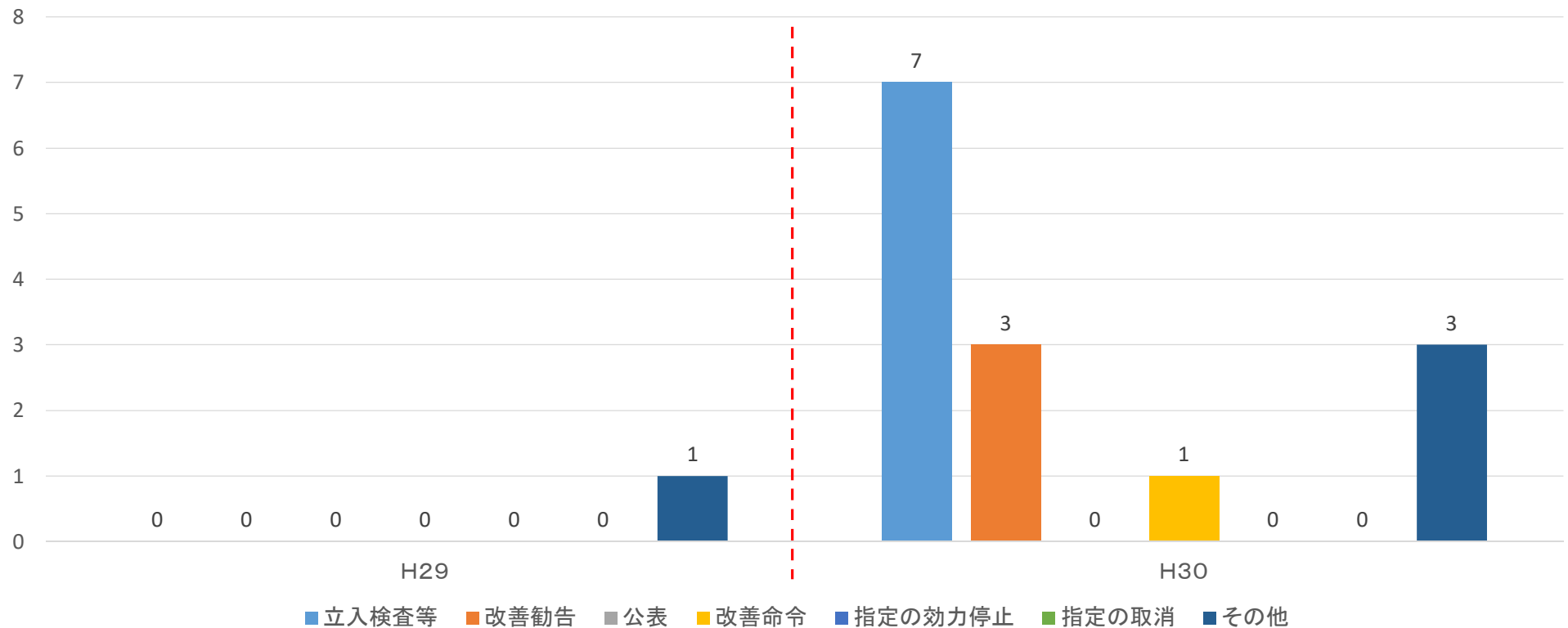
熊本県HPより

# 養介護施設従事者による虐待に対してとつた措置(熊本県内)



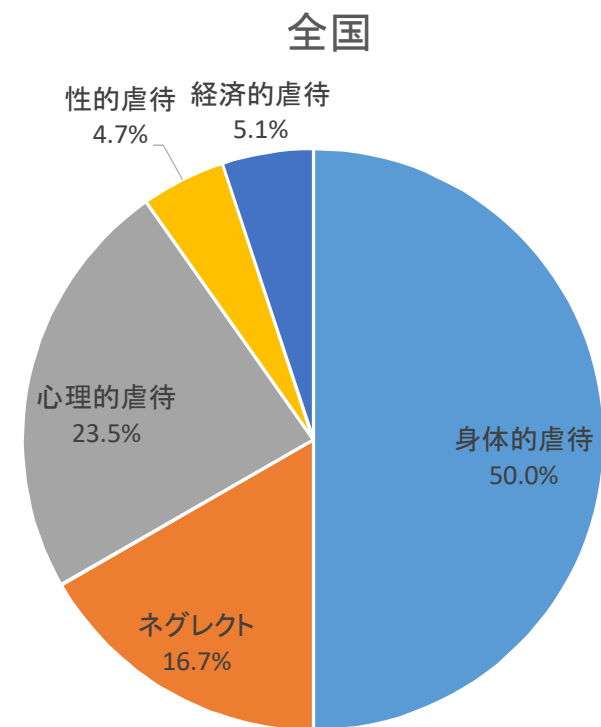
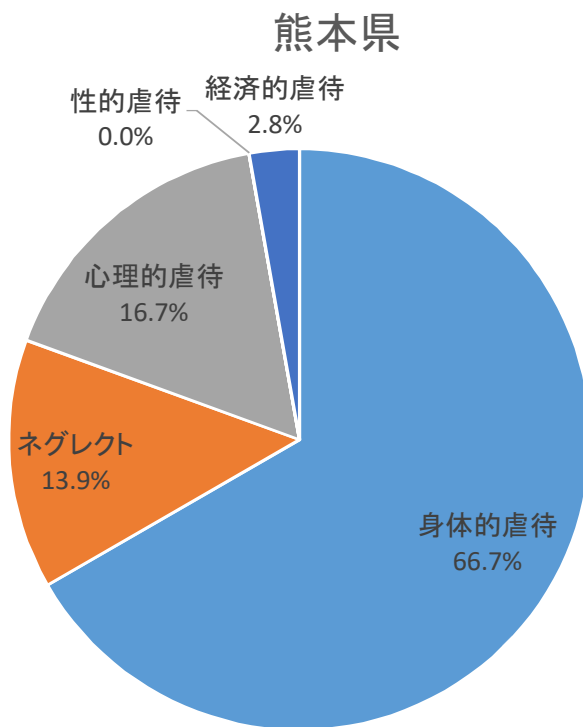
熊本県HPより

# 介護保険法の規定による権限の行使を行った件数(熊本県内)

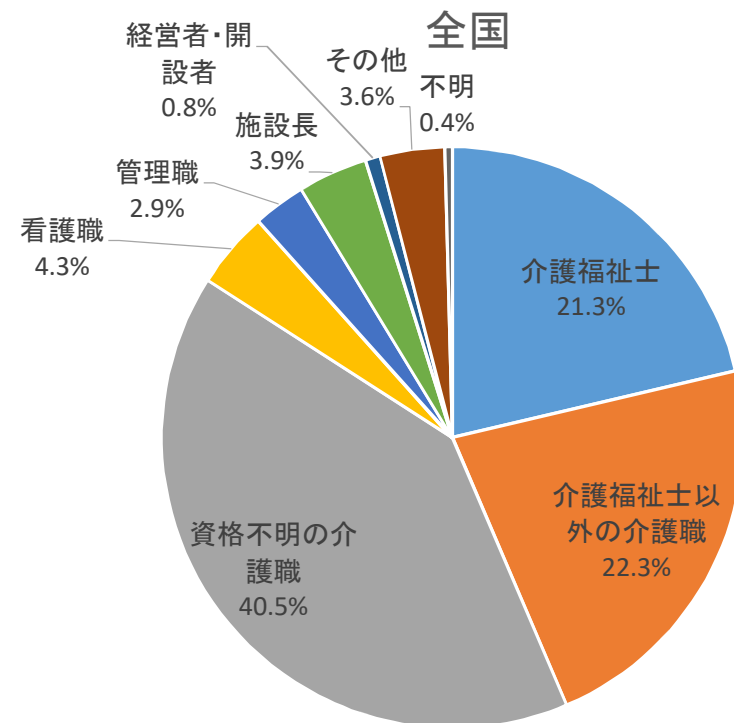
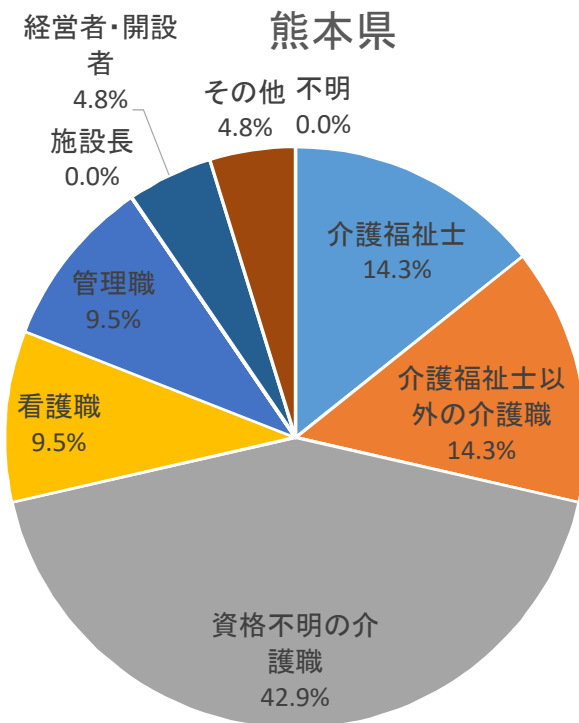


熊本県HPより

# 養介護施設従事者による虐待の種別・類型



# 虐待があった養介護施設従事者等の種別



# 事例 1

## 〃 身体的虐待の事例

- 被虐待者は虐待者の父(つまり虐待者は子)。
- 父と子の二人暮らし(父の妻(子の母親)は数年前に他界)。
- 夜間に子からの暴言と暴力を振るっているであろう音がするとの近隣住民からの通報有り。
- 介護サービスに繋ぐも、施設でアザができているのを確認。虐待認定。
- 特養に措置入所。

## 事例 2

### “ 経済的虐待

- 有料老人ホーム入居者。
- 施設から家賃未払いの相談有り。子の妻からの年金搾取が発覚。
- 子の妻はほとんど年金に頼った生活。さらに妻の子に年金から資金提供している事実が発覚。虐待認定。
- 訪問等を重ねることにより妻から通帳を確保。被虐待者本人の元で金銭管理が可能となった。
- 現在町長申立による成年後見制度利用のための手続中。



# 県内の事例

## 〃 熊本県、虐待で3事業所を行政処分 菊池市の老人ホーム

熊本県は18日、菊池市が虐待を認定した同市西寺の有料老人ホーム「ケアホームともづな」の入居者へ、訪問介護や訪問看護などのサービスを提供している関連3事業所に、新規利用者の受け入れ停止6カ月の行政処分を命じた。処分の主な理由は、介護保険法が定める入居者への**人格尊重義務違反**。県が同違反で事業所を行政処分するのは初めてという。

県によると、3事業所は、虐待が認定された老人ホームも営む「ともづなりハサービス」(富来一到社長)が経営。**入居者の家族への説明や同意のない身体拘束のほか、医師の指示に反して他人の薬を入居者に投与するなどしていた**。同じ職員が同時刻に複数の利用者の介護に当たったとする記録もあり、虚偽書類の作成や報告も認定した。

3事業所は、処分により来年6月17日まで新規利用者の受け入れができなくなる。県は今後、一部介護報酬の返還なども求める。

定員計46人の老人ホームには、老人福祉法に基づき虐待の原因解明や再発防止を求める改善命令を出した。

(2019年12月19日付 熊本日日新聞朝刊掲載を一部抜粋)

# 最後に...

- “ 高齢者虐待件数は年々増加傾向にあります。  
⇒特に養護施設従事者のH29→H30は、ほぼ倍増
- “ 高齢者のみならず、家族、親類等、養護者へのフォローも重要です。  
⇒介護負担の増大からくるストレスの蓄積により虐待に発展
- “ 国民には、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を発見した場合に、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、**速やかに市町村に通報する義務があります**。それ以外にも高齢者虐待を発見した場合は、市町村に通報する必要があります。(高齢者虐待防止法第7条第1項～第2項・第21条第1項～第3項)

## 最後に...

- “ 前述のとおり、高齢者虐待防止法では、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。
- “ 虐待を発見したからと言って、発見した方が全責任を背負い込む必要はありません。
- “ 虐待の認定、その後の対応等は市町村が行いますので、虐待若しくは虐待の疑いが確認できた際には、速やかに市町村若しくは地域包括支援センターへ通報してください。

# 虐待に関する通報・連絡先

〃 多良木町役場 健康・保険課 高齢者支援係

TEL:42-1255

〃 湯前町役場 保健福祉課 福祉係

TEL:43-4112

〃 水上村役場 保健福祉課

TEL:44-0313

〃 上球磨地域包括支援センター

TEL:42-6006